

福島県と㈱セブン-イレブン・ジャパン、㈱イトーヨーカ堂、㈱ヨークベニマルとの地域活性化包括連携協定。

福島県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「丙」という。）、株式会社ヨークベニマル（以下「丁」という。）とは、地産地消や食育・健康増進、環境対策、子ども・青少年育成等の取組みにおいて、相互の連携を強化し、福島県内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙および丁は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって県民サービスの向上および地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙および丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地産地消と福島県産品の販路拡大に関すること
 - (2) 観光の振興に関すること
 - (3) 食育・健康増進に関すること
 - (4) 環境問題対策に関すること
 - (5) 地域や暮らしの安全・安心に関すること
 - (6) 子ども・青少年育成に関すること
 - (7) 高齢者支援に関すること
 - (8) 災害対策に関すること
 - (9) 障がい者支援に関すること
 - (10) その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること
- 2 前項各号に定める事項を社会経済情勢の変化等に対応し迅速かつ効果的に推進するため、甲、乙、丙および丁は、原則として6箇月に1回、協議を行うものとする。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲と乙と丙と丁とは、県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから、協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年4月2日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 COO

丙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 COO

丁 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長 COO

佐藤雄平

山口俊郎

亀井淳

大高義興